

小平市教育委員会議事録（甲）

— 1 1 月 定 例 会 —

平成27年11月19日（木）

平成27年11月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成27年11月19日（木） 午後2時00分～午後4時09分

開催場所 201会議室

出席委員 森井良子 委員長

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育指導担当部長兼指導課長

松原悦子 地域学習担当部長

滝澤文夫 教育総務課長

坂本伸之 学務課長

星野賢二 学務課長補佐

関口優一 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 地域学習支援課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育施策推進担当課長

荒木忍 指導主事

永田達也 文化スポーツ課長

照井幸枝 スポーツ振興担当課長

書記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事

傍聴者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会11月定例会を開催いたします。

なお、本日は山田委員長職務代理者から、ご都合によりご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、森井でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（８）及び、議案第４１号から第４４号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○森井委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２８年度予算編成方針について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）平成２８年度予算編成方針についてを報告いたします。資料No.1をご覧ください。

このたび、市長から平成２８年度予算編成方針が示されました。

平成２８年度に向けた小平市の課題として、「人口減少社会を見据えた上で、引き続き、子育て支援や保育サービスの充実、社会的弱者への配慮や少子・高齢化への対応、健康的で明るいまちづくり、安心・安全なまちづくり、教育環境の整備を進めるとともに、次世代に向けた、豊かなまちの実現に取り組むこと」、また、「公共施設のあり方について、必要性の高い公共施設のサービスを、将来にわたり持続可能なものとするために、公共施設に関する方針に沿って取組を進めていく必要があること」、さらに、「人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるための取組として、現在策定中の『小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に配慮した事業構築に努めていかなければならないこと」などを挙げております。

次に、小平市の財政事情といたしましては、「緩やかな景気回復の基調を受けて、法人住民税が平成２２年度以降、増収傾向となっておりますが、一方で、社会保障関係経費の増加がもたらす市財政への影響については、これからも予断を許さない状況であること」、また、「伸び続けている民生費関連を中心とした経常的経費の増加により、新規事業の実施に要する財源を確保して

いくことは、ますます困難な状況となっており、真に必要な事業を効率的、効果的に実施していくためのより一層の創意工夫が求められていること」としております。

このような中で、平成28年度の予算編成は、「中期的な施策の取組方針・実行プログラムの最終年度のため、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」の実現に向けて、基本的な施策の体系における各項目の4年間の到達目標を達成できるよう取り組むこと」、また、「財政状況が厳しい中でも、真に必要な市民サービスに添えていくとともに、小平市の将来の発展に向けた事業に取り組んでいくもの」として、昨年度と同様に6項目の基本方針が示されました。

また、参考資料として「小平市の財政状況」を添付してございますので、ご覧ください。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて平成28年度予算の編成作業を進めております。

今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

○森井委員長

ありがとうございます。

教育長報告事項（2）小平市立花小金井南中学校地域開放型体育館建設及び小平市立花小金井武道館機能移転の基本方針（素案）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（2）小平市立花小金井南中学校地域開放型体育館建設及び小平市立花小金井武道館機能移転の基本方針（素案）についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

この基本方針は、市が花小金井南中学校の拡張用地として取得した、NTT花小金井東社宅跡地に、市内3か所目となる地域開放型体育館を整備すること、及び施設の老朽化が進む花小金井武道館の機能の一部を当該地域開放型体育館に移転することにつきまして、これらの整備のあり方の基本方針の素案がまとまりましたので、報告するものでございます。

今後、この素案につきまして、明日から来月21日まで、パブリックコメントを実施して、年度内に基本方針の策定をする予定でございます。

詳細につきましては、滝澤教育総務課長から説明させます。

○滝澤教育総務課長

それでは、ご説明いたします。資料、小平市立花小金井南中学校地域開放型体育館建設及び小平市立花小金井武道館機能移転の基本方針（素案）の概要をご覧ください。

1、基本方針を策定する目的でございます。

平成19年12月に、NTT花小金井東社宅跡地の開発を行う事業者から、小平市土地開発公社が位置指定道路を含む約1,900平方メートルの土地を購入いたしました。その後、平成22年12月に、市が買い戻し、花小金井南中学校の用地としたものでございます。

この土地につきましては、隣接の大規模開発の進捗に注視しつつ、体育館建設については、長

らく見合わせてまいりましたが、ここで開発に動きが出てきたことから、この土地に小平第一中学校、第六小学校に次ぐ、市内3カ所目となる地域開放型体育館を整備すること。さらに、目標耐用年数の40年を超過し、施設の老朽化が進む花小金井武道館の機能の一部を花小金井南中学校の地域開放型体育館に移転することについて、2020年、東京オリンピック・パラリンピックによる社会情勢や、現在の市の取組を考慮した上で、整備のあり方について基本方針を策定するものでございます。

2、基本方針（素案）の内容としましては、5つの項目に分けております。

(1)の花小金井南中学校の概要、基本方針の3ページから6ページとなりますが、学校施設の現状、取得した土地の概要、隣接の大規模開発の動き、そして開発等による人口の増加と生徒数の推計を載せております。ここでは将来的には生徒数の増加が見込まれることから、施設面も含めた対応を計画的に進めていくとしております。

(2)の花小金井武道館の概要、7、8ページでは、武道館の概要と施設の現状、過去の利用状況、決算状況を載せております。ここでは利用者数はこの10年間で、20%減っていること。一方で、維持管理経費は、わずかではございますが、増えていることがわかります。

(3)の新しい時代要請の視点、9、10ページでは、オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興へのさまざまな取組や、市の公共施設マネジメントの取組など、新たな時代要請について述べております。

(4)の事業実施の方向性、11ページから13ページでございますが、こうした花小金井南中学校の置かれている状況や、小平市の状況、社会情勢から、この土地の整備方針を述べております。すなわち、8年間の時間の経過はありましたが、生徒数の増加も念頭に置き、学校拡張用地として整備すること。東京オリンピック・パラリンピック等の時代要請から、地域開放型の体育館を建設すること。そして、市の公共施設マネジメントの基本方針にのっとり、花小金井武道館については、新たに建設する花小金井南中学校の地域開放型体育館にその機能の一部を移すとともに、市民総合体育館や、小平第一中学校の武道場、そのほか、公民館、地域センターに機能に移転してまいります。

体育館の整備内容としましては、アリーナと、武道場等を設けるものとしております。花小金井武道館の跡地につきましては、敷地が都市計画公園に計画決定されていることから、新たに公共施設を建設することはせずに、跡地利用についても今後の検討といたしました。

地域開放を行う際の体育館の活用としましては、先行する他校の例を参考に、有効活用を図るため、学校と調整を進め、オリンピック・パラリンピックを通して、醸成された地域の活性化をさらに推進するため、コミュニティの拠点として活用してまいります。

(5)の今後の予定は、14ページでございますが、来年度の当初予算に計上し、設計に着手いたします。その後、平成31、32年度で建築工事、33年度から新体育館の使用を始め、その後に既存の学校体育館及び花小金井武道館を取り壊すこととしております。

なお、工事日程は、東京オリンピック・パラリンピックの施設整備期と重なることなどから、今後の社会情勢を見据えまして、スケジュールの見直しもあるものと考えております。

3、4のパブリックコメントの実施、今後の予定でございますが、期間は明日から来月21日までの32日間、パブリックコメントを実施いたします。あわせて保護者や市民を対象に、説明会を実施し、これらいただいたご意見については、基本方針への反映について検討し、取りまとめまして、年明け1月の教育委員会に報告後、2月に基本方針を公表する予定でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（3）東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

市の人口は長期的には減少していく推計であります。東部地区におきましては、自然増に加えて、大規模な開発行為等の予定もあり、今後、当分の間は児童・生徒が増加すると見込んでおります。

本件は、当該地区における児童・生徒の増加に対して、良好な教育環境を確保するため、今後、通学区域の見直しや校舎の増築などの対応を図っていく際の基本的な考え方と方向性について取りまとめたものでございます。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

○坂本学務課長

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。資料No.3、4ページ目、5ページ目は東部地区の地図でございますが、後ほどご覧いただきながらご説明をいたしたいと存じます。

はじめに、1の今後の就学人口の動向でございますが、今後、当分の間、東部地区では小・中学校の就学年齢人口が増加すると見込んでおります。加えて、大規模な開発行為等による住宅の建設が予定されております。このことから、児童・生徒にとって良好な教育環境を確保するため、通学区域の見直しと、校舎の増築など施設面の二本立てによる複合的な対応を行っていくものでございます。

次に2の児童・生徒の増加による教室不足の見込みでございますが、現時点で想定される諸条件を踏まえた児童・生徒数と、学級数の推計によりますと、花小金井南中学校では、平成31年度以降に教室不足が見込まれます。花小金井南町一丁目、NTT花小金井東社宅跡地での大規模な開発では、西側部分の今後は未定でございますが、この場所に住宅が建設されれば、さらに生徒数は増えてまいります。

小平第八小学校では、平成33年度以降に教室不足となると見込んでおります。小平第八小学校の場合も、花小金井南町一丁目の大規模開発により児童数に影響してまいります。

花小金井小学校の教室不足は平成32年度以降と見ております。

次に、3の基本的な考え方でございますが、(1)の通学区域の見直しは、地域の人口の増加、または減少が学校施設の許容量と大きく異なる場合に、学校の適正規模を維持するために実施いたします。学校までの距離をはじめ、小学校区と中学校区との関係や、既存のコミュニティの状況などを勘案し、関係者の意見を聴きながら、決定していくことを基本とします。

(2)の施設面の対応でございますが、当面の人口増加に、通学区域の見直しでは対応できない状況におきましては、校舎の増築など、施設面の対応を実施いたします。しかしながら、増築には相当の期間と多額な予算も必要であり、将来的な活用も考慮して判断をすることが必要となります。

(3)の複合的な対応でございますが、通学区域の見直しは、児童・生徒、保護者、学校にとりましても、大きな変化要因になりますので、実施には十分な協議が必要となります。児童・生徒の増加が施設の許容量を越えるということのみで多用することは、望ましくないと考えてございます。また、将来の児童・生徒数に応じた学校の適正規模を維持するという観点から、施設面の対応を図っていくことが必要でございます。

東部地区の人口増加の程度から推測しまして、通学区域の見直しと施設面の対応を複合して対応しなければならない状況であると判断してございます。

次に、4の対応の方向性でございます。短期、中期、中長期と区分した対応となっております。

はじめに(1)の短期的対応でございますが、資料の4ページ目の右上に四角い枠で「中学校」と表記した地図がございまして、ご覧ください。

東部地区は小平第三中学校、第六中学校、花小金井南中学校の通学区域となっております。図の中央に①と表示したピンク色の箇所がございまして、ここは現在、花小金井南中学校の通学区域でNTT花小金井西社宅があった場所でございます。現在、戸数468戸の大規模なマンションの建設が進んでおります。新たな入居による花小金井南中学校の生徒の増加に対応するため、この場所を小平第三中学校の通学区域に変更するものとします。このことにつきましては、市立学校の通学区域を定める規則の改正が伴いますが、後ほど議案第38号として、ご審議いただくこととなります。

次に、(2)の中期的対応でございますが、資料の最後のページの小学校の地図をご覧ください。中央やや下の部分のオレンジ色の枠で示した箇所は、小平第八小学校の通学区域で、花小金井小学校への通学も選択ができる調整区域でございます。その中の、②、③の表示がございまして、NTT花小金井東社宅があった場所で、現在②には、922戸の大規模なマンション計画があり、平成30年3月に入居予定となっております。③につきましては、こちらの開発は未定となっております。

これらの箇所につきましては、小平第八小学校及び花小金井小学校の児童数の分散化、学校規模の平準化を図るため、開発の時期に応じて、②は花小金井小学校の通学区域といたします。③は、小平第八小学校の通学区域とした上で、調整区域の設定を解除する方向といたします。

また、花小金井小学校につきましては、施設面の対応を検討してまいります。

再度4ページの中学校の図をご覧ください。

地図の左側に黄緑色の枠で囲んだところですが、ここは小平第三中学校の通学区域のうち、花小金井南中学校への通学も選択できる調整区域でございます。花小金井南中学校の生徒の増加に対応するため、この調整区域の見直しを行う方向とします。見直しに当たりましては、検討会等を設置し、関係者の理解を得ながら実施方法等を検討してまいります。

なお、さらに対応が必要な場合には、右上の水色で囲まれた小平第六中学校の通学区域のうち、花小金井南中学校への通学を選択できる調整区域についても、見直しを検討するものとなります。

次に、(3)の中長期的対応でございますが、地図の②と表示された大規模開発の入居後の動向を見きわめながら、③の動向や地域の将来的な人口の変化などを注視し、適切な時期に検討を行いまして、必要に応じて、花小金井南中学校の施設面の対応を検討してまいります。

地域の人口の推計や、人口の社会増減につきましては、今後変動する可能性がございますので、最新の動向を把握しながら必要に応じて方向性を修正してまいります。

最後に3ページになりますが、5の今後の予定でございます。

先ほど申し上げましたとおり、地図の①の部分、短期的対応としまして、後ほど市立学校の通学区域を定める規則の改正について、ご審議をいただくものとなります。12月には市報や市ホームページ、教育委員会だよりにより記事を掲載し、市民に広報してまいります。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項(4)小平市特別支援教育総合推進計画後期計画(素案)について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(4)小平市特別支援教育総合推進計画後期計画(素案)についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

本計画につきましては、現在、策定作業を進めておりますが、学識経験者、公募市民等で構成する小平市特別支援教育総合推進計画後期計画検討委員会での4回の検討を経て、このたび素案がまとまりましたので報告いたします。

詳細につきましては、教育施策推進担当課長から説明させます。

○小林教育施策推進担当課長

資料は、資料No.4の素案の概要についてと、小平市特別支援教育総合推進計画後期計画(素案)の2点でございます。

まずは素案の概要をもとに、必要に応じて素案をご覧くださいながら、ご説明いたします。

はじめに、素案の概要1ページの1、計画策定の背景ですが、「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」が今年度終了することから、特別支援教育に対するニーズの多様化や、支援を必要とする子どもの対応の複雑化など、変化に即した施策を講じ、本市の特別支援教育をさらに充実させるため、前期計画における取組の成果と課題をもとに、平成28年度から平成32年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」を策定するものでございます。

4の計画策定体制ですが、(1)小平市特別支援教育総合推進計画後期計画検討委員会を設置し、4回の議論を経るとともに、子ども家庭部、健康福祉部、教育部の関係部課長による、「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」により、素案の調整を行ってまいりました。

2ページの5、計画素案の概要ですが、第1章から第5章までの71ページで記載しております。第1章は、基本的事項として、1、計画策定の背景、2、計画の位置付け、3、計画対象期間、4、計画策定体制の項目で記述しております。

ここからは素案をご覧ください。

9ページの第2章、小平市における特別支援教育の現状と課題では、11ページ、1、特別支援教育に関する資源の現状、(1)小・中学校別の市内の特別支援学級の設置状況として、平成27年度市内小・中学校の特別支援学級の配置図。

(2)市内の療育等機関及び相談支援機関の現状として、12ページ、0歳から18歳までの療育、保育、教育、相談等の支援をまとめた図と、13ページ、市内の相談支援機関等分布図を掲載いたしました。

次に、14ページ、2、前期計画に掲げる事業の成果と課題といたしまして、(1)総合的な成果と課題を前期計画の視点である、①特別な支援を必要とするすべての子どもたちを対象にした支援、15ページ、②乳幼児期から学校卒業後までの支援をつなぐ一貫した支援、③関係課、関係機関等の支援を連携させた効果的な支援の項目でまとめました。

続いて、16ページから(2)施策ごとの成果と課題として、前期計画に示した各事業の成果と課題を、①乳幼児期、②25ページからの小・中学校期、③37ページからの、中学校・高等学校卒業後の順に掲載し、後期計画の3つの基本的な視点につながるよう、39ページ第2章の最後にまとめを記載いたしました。

41ページからの第3章は、計画の基本理念と施策の体系について記載しており、43ページの基本理念は前期計画のとおり、「すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へー特別な支援を必要とする子どもたちへの取組の一体化を通してー」としております。

次に44ページ、45ページの基本的な視点ですが、視点1、理解・啓発「児童・生徒、保護者、関係者、地域への理解・啓発と人材育成」。

視点2、連携・一貫「関係課、関係機関等による連携・一貫したつながりのある支援」。

視点3、環境整備「誰もが安心して楽しく学べる環境整備」の3つといたしました。

前期計画の視点、対象「特別な支援を必要とする子どもたち」は後期計画では基本理念に含め、「一貫」と「連携」の視点は、後期計画の視点2に位置付け、前期計画の3つの視点を継承した上で、新たに「理解・啓発」、「環境整備」の視点を加えたものです。

46、47ページの3、施策の体系ですが、乳幼児期、小・中学校期、卒業後の大きな時間の流れと、早期発見・早期支援、療育といった支援が必要な場面を9つ、各場面での10の基本的施策と対応する個別の取組を主な施策の展開として、64の事業を掲載しました。

49ページの第4章、施策の展開、51ページの1、支援の場面に応じた施策展開ですが、支援の場面の横に事業の対象となるおおよその時期、その下に基本的施策と簡単な説明を示しました。各事業には、新規、充実、継続のいずれかを事業の方向性として示し、前期計画には掲載せず、新たに後期計画で位置付けた事業は星印、重点的に取り組む事業は、重点事業と記載いたしました。新規事業は4、充実は32、継続が28、新たに位置付けを行った事業は12事業ございます。

66ページ、第4章の2、重点施策ですが、視点1に関わる重点事業を5、視点2に関わる重点事業を4、視点3に関わる重点事業を4つ設定いたしました。1例を申し上げますと、66ページ、視点1の巡回相談員の派遣では、臨床発達心理士のほか、作業療法士などの相談員の職種の多様化、教育相談では保護者支援の取組として、保護者向けプログラムの取組を進めてまいります。

視点2の発達支援に関する相談拠点の整備と活用では、子どもの育ちや発達について、総合的に相談できる分かりやすい拠点の検討と整備を進め、ライフステージで途切れのない支援ができる情報連携の仕組みを構築します。

68ページ、視点3の特別支援教室の設置では、平成29年度に小平第六小学校と鈴木小学校を拠点校とする8校、30年度に小平第七小学校、小平第十四小学校、小平第十五小学校を拠点校とする11校で、特別支援教室を設置し、小学校全校での取組を進めます。

第5章の計画の推進体制ですが、71ページに、1、計画の推進体制、2、関係機関等との連携、3、計画の進捗状況の把握と公表について記載いたしました。

概要の資料に戻りまして、3ページ、6、パブリックコメントでございますが、明日11月20日から12月21日までの32日間、市ホームページ、指導課、市政資料コーナー、東部・西部出張所での閲覧に供してまいります。

7、今後の予定でございますが、市民意見提出を12月21日までとし、いただいたご意見を検討、反映して計画（案）といたしまして、2月2日の第5回検討委員会でご報告し、平成28年3月末までに後期計画の策定を行う予定でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（5）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（5）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

〔I〕は、樹木の鉢入り5本、ホース巻き取り機つき1個、椅子3脚を匿名希望の方より、小

平市立図書館への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金3万円を株式会社日立自動車教習所様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、金31万6,354円を株式会社アイティープラス様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅳ〕は、タイプライター1台、スチールマルチワゴン1台、デジタルカメラ1台、カラープリンター1台、ブックトラック1台、車イス1台を小平図書館友の会様より、小平市立図書館への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

○森井委員長

ありがとうございます。

教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育総務課長から説明させます。

○滝澤教育総務課長

本日報告いたしますのは9件でございます。うち新規申請は3件でございます。

受付番号（50）東日本大震災復興支援チャリティー公演は、被災地の復興支援を目的に、小平市地域連携たすけあいの会が主催するものでございます。

受付番号（52）ウインズ・パストラレー第6回定期演奏会は、小平市など、広域の市民でつくる吹奏楽団で、福祉施設の慰問活動を行っている団体でございます。

受付番号（55）講演会「宇宙を知ることによって何がわかるのか？～市民にとって宇宙とはなにか～」は、芸術と科学と地域をテーマに市民と学生を対象にしたシンポジウムなどを企画した事業でございます。そのほかの6件はいずれも例年、もしくは過去に承認しているものでございます。

○森井委員長

ありがとうございます。

教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（10月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（7）事故報告Ⅰ（10月分）についてを報告いたします。

10月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。
詳細につきましては、高橋教育指導担当部長から説明させます。

○高橋教育指導担当部長

それでは、事故報告Ⅰ（10月分）について、ご報告いたします。

表の上段の交通事故は管理下、小学校1件、管理外は0件でした。

表の中段をご覧ください。一般事故は全て管理下で、小学校4件、中学校で0件、合計4件になります。項目別状況ですが、小学校の事故は登下校時に1件、授業中に1件、行事等で2件の合計4件です。

昨年の10月の一般事故は小学校で3件、中学校で2件、合計5件ありました。前年度の同月比につきましては、昨年と同等の状況です。

それでは、交通事故の①、及び小学校の授業中の事故の②、行事等の④について、詳細をご報告いたします。

まず、1件目、10月20日火曜日の午前7時50分ごろ、小学校4年生の児童が登校のため、鈴木街道近くの友人宅で待ち合わせをしたことです。学校に向かうため、当該児童が鈴木街道の反対側に渡ろうとして、道路に飛び出しました。その際に、右側から来た自動車に右腰を接触し、倒れる際に両膝をすりむき、右側頭部を打ちました。待ち合わせをしていた家の保護者から、学校に事故の一報が入り、副校長が現場に向かい、状況を確認いたしました。あわせて校長から教育委員会に事故の一報が入りました。救急車を要請し、当該児童の保護者が同乗し、病院に搬送いたしました。午前11時ごろに学校に保護者から連絡が入り、レントゲン、CT検査の結果、脳の腫れなどもなく、異常はなかったとの報告がありました。医師の診断で入院や通院の必要もないということから、自宅に戻って安静に過ごすこととなりました。

事故については、学校において朝の打ち合わせ時に職員に周知し、登下校時の道路の横断について改めて指導することを確認いたしました。また、担任が昼過ぎに児童の様子を確認するため、保護者に連絡をしたところ、児童は昼食を食べ、元気になったとの話を聞くことができました。翌日は欠席をしたものの、その翌日から元気に登校しております。

次に、小学校の授業中の事故②についてでございます。なお、本件は当初医師からの事故後一週間後の再受診を指示された結果、事故は9月に起きたものですが、事故報告が10月になったものでございます。

9月15日火曜日の午後2時45分ごろ、6年生の児童が運動会の組体操の練習で、3人組の演技の練習を体育館でしていました。二人が土台となるために、前後に立って並んでいました。上に乗る児童が前の児童の肩に両手を置き、後ろの児童が上に乗る児童の両足を持ち上げ、橋渡しをするような形の演技の練習をしていたことです。土台の二人の児童の間がうまく調整できず、その結果、橋になる児童がバランスを崩し、床に落ち、右手首とひじを打ちました。すぐ

に担任が保健室に当該児童を連れて行き、養護教諭が患部の確認をいたしました。腫れが見られたので、管理職と担任に報告。患部を冷やし、三角巾で固定した状態で保護者に連絡をして、医療機関での受診をお願いいたしました。医療機関での受診の結果、手首の骨折の疑い及び捻挫で、1週間後に再度受診を指示されました。9月24日に保護者が再度受診、診断の結果、手首の骨にひびが入っているということがわかりました。

組体操につきましては、学校では担任以外にも補助教員が入って練習をしていましたが、改めて練習体制を確認するとともに、児童に関しては技を完成させるときの声のかけ方など、けがをしないよう、安全面での指導を徹底いたしました。

また、当該児童につきましては、練習時や運動会時に音響やアナウンス、かけ声をかける係など、できる範囲での参加の工夫を学校では行いました。指導課といたしましては、組体操につきまして、事故が起ころぬよう、これまでも繰り返し学校を指導してまいりました。特に児童・生徒の発達段階や運動能力に応じて、プログラムは毎年見直すこと。練習時や運動会当日の補助員の配置、日ごろの学習の成果を生かすよう、年度当初から体づくりを行い、無理な演技はさせないことなどを校長会議等で伝えてまいりました。

本年度けがを0件にすることはできませんでしたが、一部報道でも話題になったピラミッドでのけがの報告はございません。今後も各学校において、児童・生徒の状況に応じた運動会のプログラムが編制されるよう指導してまいります。

最後に、小学校の行事等の事故です。10月3日、土曜の午後1時15分ごろ、4年生の児童が運動会の昼食時に保護者がつくったお弁当のたらこ入りおにぎりを食べたところ、首の左側にかゆみを感じ、訴えがありました。当該児童はアレルギーがあり、エピペンを所持しており、アレルギーノートで保護者と担任が連絡をとっている状況です。当該児童は卵と牛乳にアレルギーがあり、給食も除去食を食べていましたが、たらこは普段食べても問題はなかったとのことです。

保健室に児童を移し、様子を確認すると、首に多数の発疹と腹部に一つ発疹を確認しました。養護教諭は管理職と保護者に状況を報告するとともに、昭和病院のアナフィラキシー対応ホットラインに電話をしましたが、当日はつながらなかったため、消防庁の救急相談センターに連絡を入れたところ、エピペンの使用の指示を受けました。そこで保護者に確認をしてエピペンを使用いたしました。

午後1時45分に救急車が到着、保護者が同乗して、小児総合医療センターへ搬送されました。午後3時過ぎに保護者から報告があり、じんま疹と診断され、様子を見て当日退院するということをごげられました。午後5時ごろ、保護者が来校し、病院から児童も帰宅したこと。学校の対応への感謝の言葉をいただきました。休み明け、1日は欠席をいただきましたが、翌日から元気に登校し、発疹も治ったと報告を受けています。今後アレルギーの対応については、病院とも相談しながら進めていくということでございます。

アレルギーにつきましては、昭和病院のアナフィラキシー対応ホットラインを活用しながら、各学校において、丁寧な対応を心がけております。今回は行事中の対応だったということもあり、学校では改めてスムーズな連絡体制の確認を行いました。

○森井委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○高槻委員

小平市特別支援教育総合推進計画 後期計画（素案）について、非常に充実した資料、計画（素案）をつくられたことに、敬意を表したいと思います。確認です。重要なことだと思いますが、この計画の背景として何か特別に、例えば東京都が力を入れているようなことは、これまでありますか。

○小林教育施策推進担当課長

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画がございますので、それに基づいて小平市の特別支援教育も推進しています。発達障がい等のお子さんに対する対応ということで、特別支援教室の導入が、第三次実施計画にも位置付けられており、モデル事業も実施されております。そして平成28年度から、30年度までに全ての小学校で特別支援教室を実施し、小学校への導入が終わったところで中学校への導入ということが示されてきております。踏まえ、この東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画、また国のインクルーシブ教育や合理的配慮、そういったことも含めまして、後期計画の策定に取組、重点事業についても定めてきたという経緯でございます。

○高槻委員

わかりました。よろしく申し上げます。大変だろうと思いますけれども、頑張っていたきたいと思います。

○三町委員

特別支援教育関係のことについて、高槻委員からもお話がありましたように、これまでの取組の成果と課題を踏まえてつくられており、方向性としては大変すばらしいと思いました。

教育委員会が関わるところは、学齢期からが中心になってくると思います。そうすると、大事なところは以前のところとのつながり、それから中学校を卒業した後のつながり、そこが今までも課題としてありました。そういうところをつなげていこうという、意気込みが読めて大変いいと思いました。

とりわけ、私がいいと思ったのは、64ページの卒業後の機関に支援をつなぎますというところで、進路先、関係機関との連携を新規に入れていて、都立高校のチャンレンジスクール等という、名前を挙げているというのが大変いいと思いました。これは都立学校、進学先、関係機関となると、曖昧で具体的に進みにくいところにターゲットを当てている。チャレンジスクールとの具体的な支援計画等のつながりをどうできたか、こういうところで評価できる、本当にすばらしい

方向だと私は感心しました。

数日前にチャレンジスクールの校長先生と直接話をさせていただく機会がありました。本当にチャレンジスクールへ入学してくる子どもというのは、いろんな課題、障がい、精神疾患も含めてあります。情報をきちんと中学校からも上げていくことは大変重要なことだと思います。具体的に進んで成果が上がってもらえたらと、期待しています。

それから、表現として充実と書いてありますが、例えばつなぎのところで言うと、巡回相談は担当が違うようなので、触れませんが、それと同じようなことで、57ページの就学支援委員会、就学相談の実施は充実で、重点事業と書いてありますが、これを読むと、事業内容は今までと同じというような思いを感じます。就学支援委員会での内容が書かれ、就学相談、通級について、開始はあるのだけれど、なかなか終了というのはないので、そういうところはいいと思いました。具体的に充実というのは、対象とする人の数が増えていくから充実していくのか、あるいは何か人を増員して充実させていくのかという、そういう事業内容の充実という意味が読み取れないので、充実させていこうという思いがあると思いますから、表現上なのかもしれませんが、書き方として残念だというのを感じたところです。

それから、59ページ、先ほど話がありました、小学校の特別支援教室の設置で、新規重点というところでは、これまで試行的に行われたのを本格的に実施していこうという、これも大変素晴らしいと思っています。中学校への設置は今後の東京都の計画の方向性にに基づき検討しますと言葉であったように、小学校では実施するけれども、中学校はまだ出ていないという意味だと思います。これだけ見ると小平市として消極的な感じがします。東京都を待ってから検討するわけではなく積極的な部分があってもいいと思います。あるいは小学校は実施していくのだから、中学校でも何か似たような形も含めてできないのか。新規重点ということを書いていますから、ぜひ中学校についても何か入ってもらえないかという思いです。

これはデータのほうで、32ページの個別指導計画の作成数のところですが、委員になって2年なので、このデータだけでわからないのは、平成19年から21年度までは通常の学級における個別指導計画が非常に多くつくられているが、平成22年度からがぐっと落ちて、153件と半分以下に落ち込んでいる。そして、その後もある程度の範囲内で推移している。データの載っている平成21年度と22年度で何が違ったのか、どこを読んでも何も書いていないので、データの意味がわかりにくく、勝手に推測すると、平成21年度までは保護者には特に見せなくて、学校でつくっていたのかもしれない。ところが、平成22年度以降は保護者にも内容を確認して、了解がなければつくれるから減ったのか。

もしそういうことでない限りは、何か減った理由があるということで、どこかに書き入れておいていただかないと、どう見ても納得できない数字だと感じました。全体については、この方向性でぜひ進めていっていただけたらというところで読ませていただきました。

○小林教育施策推進担当課長

就学支援委員会、就学相談の実施につきましては、子どもたちの実態やニーズに基づいて、就

学支援委員会や就学相談が行えるように、その構成メンバーについても研究していくといったことを担当課では今考えているところでございます。書き方につきましては、最終の計画案を作成していく段階で、必要に応じて、見直しをまいります。

次に、特別支援教室の中学校での実施でございますが、東京都では、平成28年度から、中学校でのモデル事業を実施するというのが、最近になって発信されたところでございます。ですので、こちらのほうも、何年度までに全ての中学校で取り組むといったことが、いずれ示されるのではないかと考えていますが、そういった方向性に基づきまして、特別支援教室の中学校への設置を考えてまいります。

ただ、現在も通級指導学級が非設置校への支援を行っておりますので、特別支援教室の導入を見据えながら、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

最後の個別指導計画がデータの中で、平成21年度から22年度にかけて減っている状況についてでございますが、一つ考えられますのは、平成22年度から、特別支援教育総合推進計画の前期計画の進捗状況について調査をとっておりまして、その中で個別指導計画は保護者の了解を得た件数を出してございます。そのところで、違いが生じているのではないかと考えております。

○三町委員

わかりました。大体推測したのと同じだったということですね。データで見るだけでは、わからないということは、大きくあります。それから、特別支援教室のこともあえて言ったのは、都立学校もそういった取り出し指導を含めてやる方向を打ち出している以上は、単に検討しますではなくて、もう少し書き方を積極的な形でやっていただけたらということはもう1回伝えておきます。

○森井委員長

伺いたいことがあります。ただいま高槻委員や三町委員がおっしゃったように、施策の展開や対象となる期間など、前期計画をたたき台にしてつくり上げただけのことがあって、本当にわかりやすく、見やすく丁寧に書いていただいているということは、本当にありがたいという感想を持ちました。

ただ、私としては基本的な視点のところでは、前期計画では、対象は特別な支援を必要とする子どもというワードがあったと思いますが、今回は視点のところからは外していると先ほどお話がありました。最初の基本理念のところにもまとめましたというお話でしたけれども、基本理念の文章については、ほとんど前期計画と変わっていないので、私としてはやはり対象となるのは障がい認定の有無にかかわらず特別な支援を必要とする子どもたちが対象であるということが視点の中に明記してあったほうがいいのではないかとと思うところです。

それと、5年後にオリンピック・パラリンピックが開催されるわけですがけれども、それに向けて今回の推進計画の中で何か位置づけていること等があるかということについて、伺いたいと思

います。

○小林教育施策推進担当課長

前期計画における特別な支援を必要とするすべての子どもたちを対象にするというところを、視点ということではなくて、すべての子どもたちが生き生きと育つという基本理念に含めまして、今オリンピック・パラリンピックという取組もございますし、合理的配慮や共生社会の実現ということで、インクルーシブ教育についても非常に言われておりますので、保護者や家庭・地域への理解啓発の部分と環境整備という3つの視点を設定し、視点の数を増やさなかったというのが基本のコンセプトでございます。

そして、今の前期計画の視点であった障がいの認定の有無に係らずすべての子どもたちが支援の対象であるということについては、43ページの1の基本理念のところを書いたつもりですが、ご意見として頂戴したいと思っております。

また、オリンピック・パラリンピックに関連して、どういうことができるかということで、まずは子どもたちの福祉教育や生涯学習というようなことも今回後期計画の中で位置付けているわけですが、理解、啓発等に関わる取組の具体的な部分は今後考えてまいりたいと思っております。

○森井委員長

基本理念の文書は、前期計画にも視点として別に書かれていますが、後期計画でもその部分は同じ文書が載っているわけです。だから、そこに含まれているという解釈だと、薄くなってしまい、子どもたちの視点を基本的な視点のところから外したのは、私としては残念な気持ちがあったということです。

これからまた内容、表記の仕方などは考えていかれることと思います。私としては、前期計画の中で示されている図が大変素晴らしいと思っております。子どもを取り巻く関係の方、地域、保護者の方たちの支えがあって、お互いに相互の理解、関係が深まることで、それが全ての子どもが生き生きと育つ小平につながるという図ですが、こういう図やそれ以降のところがとてもわかりやすい文のつくり、構成になっているので、見ていただく方が専門家の方たちばかりでなくて、保護者や地域の方ということも考えると、小平市で取り組んでいる特別支援教育の基本理念や一貫して取り組んでいることが一目瞭然でわかるような表現の仕方を工夫していただきたいという感想を持ちました。

○三町委員

委員長のお話も聞いて、説明も受けて、特別支援教育という言葉の小平市の捉え方が非常に大きい捉えなのかと今話を聞いていて感じました。私は、特別支援教育というと、特別な教育的な支援が必要な子どもたちへケアすること、つまり教育的な支援をするのが特別支援教育というのが狭い意味での私の理解です。ただ、これは福祉も医療も教育も含めたトータルとしての支援計

画です。だから、言葉の使い方として、委員長がおっしゃっていたのは、特別な支援が必要な子どもたちという、本当に広い意味でのキーワードで、だから小平市特別支援教育総合推進計画となっている。人によっては狭い捉え方ではないかという印象になったのかと感じました。

○高槻委員

私もそのところは書き方がとても難しいと思いつつ、あえて言わせてもらいます。支援が必要な子どもたちがいて、そのためのプロジェクトというふうに位置付けるのは、私は余り賛成ではありません。それだけでなく、その子たちを見る周りの子どもの教育でもないといけないわけなんです。一言で言えば、優しい環境をつくってあげようということです。だから、その子たちを支える作業というふうになるかもしれませんが、実際は周りの子ども、あるいは社会、地域が支えるということについて、もっと深い理解を持つ、そういう大きいプロジェクトなのだと思います。その書き方だと、こういうことになるのかと、改めて思いました。

○高橋教育指導担当部長

いろいろご意見をいただいているところですが、公募の市民の方も含め検討委員会の委員の皆様がいろいろ知恵を集めながら、つくったものです。前期計画では、対象一貫連携ということに、中心がありました。それが後期計画で、今お話いただいたように、インクルーシブなどの考え方があって、それを支える人たちも、特別支援教育を理解して、進んでいかなければいけないという考え方がありました。後期の基本的な視点は、前期のあったものは視点2に集約をし、連携一貫という言葉でまとめています。その周りにいる児童・生徒、これは特別な支援が必要という意味ではなくて、全ての児童・生徒、保護者、関係者、地域が理解啓発と人材育成と、周りが変わっていかなくてはならない。

あわせて、特別支援教育を進めていくときには、誰もが安心して楽しく学べるような環境整備も必要で、そういった意味で、さらに横幅を広げるような形で、後期計画というのを組み立ててきているという流れです。

いろんな方にご理解いただくには、丁寧な説明が必要だと私も思っています。今後、視点1で理解・啓発という考え方もありますので、いろんな機会で小平がどういう考え方で、この特別支援教育の総合推進計画の後期計画を、前期計画の成果と課題のもとにつくってきたかということも含めて、丁寧に情報発信をして、よりいいものにしていきたいと考えてございます。

○森井委員長

さらにいいものになることを期待していますので、よろしくお願いいたします。

ほかのところでご質問ございますか。

○三町委員

東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応について、以前にも説明いただいたので、ある程度理

解はしているつもりです。そこで、具体的なところで、花小金井南中学校については平成31年度以降、教室増加が見込まれるというようなことが書かれていて、これは、「小平市立花小金井南中学校地域開放型体育館建設及び小平市立花小金井武道館機能移転の基本方針（素案）」に資料が出ているので、平成30年から16学級ということで、学級が限界になるだろうというのが、予想できます。

それから小平第八小学校は平成33年、それから花小金井小学校が平成32年ということで、教室不足が出てくるとは理解しているところです。

それで、切り方として短期的な対応、中期的な対応、中長期的な対応と分けてはいますが、ここの物理的な期間というふうにしていない中期というのをどう理解しているのか。また中期と中長期の違いを説明していただけますか。

○坂本学務課長

ここには具体的に何年ということは書いてございません。人口推計は、時期によって状況等も変わってきますので、そこまでは書けなかったということもございます。その中で短期というのは、鈴木町二丁目に大規模なマンションが建設されていますので、それにも対応したいといったところで短期とさせていただきました。

中期については、小平第八小学校、それから花小金井小学校ということで、これは場所からいけば花小金井南町のNTT花小金井東社宅であったところがございますけれども、その中の東側の部分は、もうマンション建設の計画が立ってしまっていて、平成30年度から入居が予定されていますので、おおよそその時期を指しています。

もう一方の西側の部分は全くの未定で、2万5,000平米という広いところでございます。順番からいけば平成30年度以降となり時期的には、まだはっきりしていませんが、タイミングとしては、ほぼ同時期で中期として見ております。

それから、花小金井南中学校につきましては、中長期的ということでございます。西側の部分そのものが影響してくるところでございますので、これについては今後の状況なども見ながら、東側の部分の入居状況も見ていかなければいけないので、ここはまだ先のこととして、考えていけないといけないかというところで、中長期的というような表現でさせていただきました。

○三町委員

例えば花小金井南中学校などの部分は、この推計で言うと16学級になるのが平成30年とあります。それについては学区の線引きで対応でき、その上で、マンションか何か建ち上がったそのときは中長期のほうで対応ということで、校舎は新たに増設しなければいけないとか、そういうことも視野に置きながら中長期という意味を理解してよろしいですか。

○坂本学務課長

増築などになりますと、これは計画から完成まで数年先を見なければいけないということがご

ざいます。この花小金井南町一丁目の、西側部分というのは全く予定が立っていない状況でございます。そういったことで、東側はマンションのようなものですが、西側に一体どんなものができるか、それから、その時期がいつかというのが示されておられません。戸数もまだわかりませんので、今の段階では、やや先を見ながら対応しなければいけないと考えてございます。

○三町委員

わかりました。結構です。

○森井委員長

ほかはございますか。

○三町委員

後援名義の承認基準について、(56)は、川口で行われるのに、学芸大学だからということで後援を承認するのか、例えば会場が北海道の場合は、後援を承認するのか。どういう基準で、小平市内にない団体から申請があった場合に承認するのか基準を、もう一度確認します。

○滝澤教育総務課長

教育委員会の後援名義の承認基準は要綱を設けております。その中で承認している事業は、小平市の教育委員会の施策の推進に寄与し、広く市民を対象とするものでございます。審査会の中でも、一定の解釈をそれぞれに当てはめていかなければいけないわけでございます。広く市民というところは一つの基準ですので、市民がかかわる事業、もしくは市民が参加できる事業、また会場が市内、もしくは近隣であれば市民も足が運べるという意味ではつながっていくわけでございます。

私どもとしましては、市民、もしくは利益を求めない団体が自分たちの学習、もしくは活動を広く市民にお伝えするような場としての活動に後援していくということになります。「公序良俗に反せず、かつ、社会的非難を受けるおそれのないこと」、「宗教的又は政治的色彩を有さず、かつ、主催者から判断してそのおそれのないこと」など除外規定は設けておりますので、そこに当てはまらないのであれば、市内でない会場であっても後援するということは、実際には出てまいります。

活動主体の方々がどういった方か、もしくは団体なのかということも参考にしております。また、教育施策的にという中でいけば、大学とは教育分野では連携をしておりますので、そういったことも念頭に置いて、審査をしているところでございます。

○三町委員

わかりました。(53)の東京学芸大学は3市連携というキーワードもあって、これは小平も関係あるということで後援されたのだろうと理解したいと思います。

基本として承認のパターンが幾つか見えたものですから、聞いてみました。ありがとうございます。

○森井委員長

先ほど事故報告の中で昭和病院とのアナフィラキシーホットラインについて、運動会の日には、つながらなかったというお話がありましたけれども、土日対応ということもお願いしてはどうでしょうか。運動会だけではなくて、学校公開でもそのような状況が起こりうることは十分考えられます。土日対応についてはどのようになっているのか教えてください。

○坂本学務課長

現状では土日の対応はしてございません。通常の外来診療のある日に、小児科の医師がおりますので、その医師が携帯電話を所持して、対応していただくといった範囲でのお願いをしているところです。

そういったことから、平日の午後5時までの対応となりました。

○森井委員長

運動会や学校公開など土日の対応について、もう一度確認していただきたいと思います。

○高橋教育指導担当部長

今回、小平第四小学校が行ったように、消防庁の救急相談センターで対応していただき、相談にも乗っていただきました。こういう事例をきちんと学校に話をしながら、同様の状況になったら、次にどの様な手を打つのかということが、共用できればと思っています。

○森井委員長

それをぜひ小平市内の学校全体に広げていっていただきたいと思います。

○三町委員

事故報告関連で組体操について、ここでも書かれていますように、体育の授業中に組体操の練習をしていてけがをしたということですが、確かにいろんな報道の中で組み体操の是非が議論されていますけれども、私自身は基本的に組体操させたいという思いの立場で言わせていただきます。担当部長がおっしゃったように、学校には十分な配慮が必要だということで、ご指導いただけたらと思っています。

その中で、体育の授業中ということで書かれているので、小学校の体育の教育課程の中で、組体操がどういうふうになっているのかというのが気になります。実はある組体操を余り肯定的ではない立場の方からすると、小学校の学習上の体育の中に組体操というものがないのではないかと指摘もされていますので、きちんと関連づけるのか、逆にあくまでも学校行事への取

組という、いわゆる行事として組体操の練習をするということでしょうか。整理はしていかないと、何かのときにせっかく頑張っていることが、事故によって足を引っ張られてしまうということもあると思います。

体育の授業なのか、あるいは体育の時数としてはカウントしない形で練習という取組をするのか、こういうこともぜひ学校と話をして、具体的な形での対応をしていただけると、余計なところでつかれないで堂々とできるということになると思いますので、よろしくお願いします。

○高橋教育指導担当部長

今委員からお話がありましたように、運動会は特別活動の体育的行事でございます。特別活動の運動的行事の中には、集団での行動などもございますので、そういうものがきちんと背景にあり、今回のような取組ができていると考えています。

それから、体育の授業との関連づけについても、これも私どもで確認して学校にも話をしているところですが、例えば今回のような二人や三人組みの運動につきましては、体づくりの運動などの中に力試しの運動や体力を高める運動として入ってございますので、きちんと関連はつけられると考えています。

いずれにしても、体づくりの運動にしても、年度当初から二人組みとか三人組で、いろんな運動をしながら、適正に指導していくことが必要だと考えてございます。全体としては先ほど申し上げましたように、特別活動の内容だと捉えているところではございます。体育との関連も十分に検討しながら、適切な指導を進めていきたいと考えてございます。

○森井委員長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

以上で教育長報告事項を終了いたします。

ここで関係職員の退席のため、暫時休憩いたします。

ー暫時休憩ー（文化スポーツ課長、スポーツ振興担当課長退席）

○森井委員長

会議を再開いたします。

（議案）

○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第37号、平成27年度教育予算の補正の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第37号、平成27年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会12月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

歳出につきまして、小学校費で540万円を増額いたします。

増額理由でございますが、小平第五小学校のランチルームを、図書室に転用するための備品購入に伴うものでございます。

なお、歳入についての補正はございません。

○森井委員長

ありがとうございました。

ご質問ございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第37号、平成27年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第38号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第38号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案の主な内容は、現在、花小金井南中学校の通学区域となっております「鈴木町二丁目176番地の4及び9」を、小平第三中学校の通学区域に変更するものでございます。

なお、当該地では、現在、大規模なマンションを建設中であり、居住者がおりませんので、変更による影響はございません。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明させます。

○坂本学務課長

それでは、ご説明いたします。議案資料の地図をご覧ください。

このたびの通学区域の規則改正は、先ほどの教育長報告事項(3)の東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応に関連するものでございます。現在、地図のピンク色の箇所は花小金井南中学校の通学区域であり、大規模なマンションの建設が進んでおります。今年度末には分譲予定となっておりますことから、新たな入居による花小金井南中学校の生徒の増加に対応するため、小平第三中学校の通学区域に変更するものでございます。

なお、規則の新旧対照表をご覧くださいますと、表中に小平第五小学校、小平第八小学校についての改正もございますが、内容としましては、文言の修正であり、通学区域の変更を伴うものではございません。

施行期日は平成27年12月1日を予定しております。今後、市民への広報としまして、市報12月5日号や市ホームページ、12月15日に発行の教育委員会だよりに掲載してまいります。

○森井委員長

ありがとうございます。

質疑に移ります。ご質問はございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第38号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本

案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第39号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第39号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、リニューアルにより開館日の拡大を試行している仲町公民館につきまして、仲町図書館との連携が図れ、試行による開館日の利用率も上昇していることから、開館日の拡大を本格実施するために改正するものでございます。

改正の内容でございますが、仲町公民館の休館日のうち月曜日を、毎月第3木曜日に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日を予定いたしております。

○森井委員長

ありがとうございます。

質疑に移ります。ご質問はございますか。

－なしの声あり－

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第39号、小平市立公民館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第40号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第40号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出についてを説明いたします。

本案は、中央図書館、仲町図書館、花小金井図書館及び小川西町図書館の開館時間延長を試行してまいりましたが、利用者アンケート、利用統計等を総合的に検証した結果、本格実施をするために条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

それでは本日配付させていただきました資料、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

1、概要についてです。小平市立図書館におきましては、開館当初より、夜間開館を午後7時までとしておりましたが、開館時間延長について、利用者の要望があったこと、また26市の中でも多くの市が実施していることから、開館時間延長の試行を実施いたしました。

施行は利用者の増加が見込め、利便性を図ることができると考えられることから、花小金井駅、青梅街道駅、小川駅に隣接をしており、また地域的なバランスがとれる中央図書館、花小金井図書館、小川西町図書館、3館の開館時間の延長について実施をいたしました。

また、仲町図書館につきましては、公民館との複合施設であり、仲町公民館・仲町図書館建てかえに係る方針におきまして、人と情報の出会いの場を基本コンセプトとして、双方の資源を有効に活かすとしたことから、公民館・図書館の開館時間をできるだけあわせるために実施をしたものです。

試行は仲町図書館、平成27年3月14日のリニューアルオープンから中央図書館、花小金井図書館、小川西町図書館は、平成27年4月1日から実施をいたしました。期間は平成28年3月までとしております。

正式な実施に向けまして、利用実態及び今後の利用の意向を把握するための利用者アンケートの実施、貸出者数、貸出人数などの利用統計を検証した結果、本格実施をすることといたしました。

まず、中央図書館につきましては、試行は月曜日から木曜日の午前10時から午後8時までとしておりましたが、これを従来どおり、午後7時までといたします。

仲町図書館につきましては、開館時間を午前9時、火曜日、水曜日の閉館時間を午後8時とい

たします。これは試行と同様になります。

また、花小金井図書館、小川西町図書館は、火曜日、水曜日の閉館時間を午後8時までといたします。こちらについても試行と同様となっております。

続きまして、アンケートの結果についてです。

アンケートにつきましては、8月5日から8月27日まで図書館全館の利用者を対象に行いました。回答数につきましては、2,476件となっております。

回答内容につきましては、開館時間延長の3件につきましては、延長したほうがいいが47.2%、延長しなくてもいいが36.8%、施行のとおりではないが、今後も開館時間の延長を望むが、6.5%となっております。何らかの形で開館時間を延長したほうがいいというのが、53.7%と半数を超えております。

また自由意見として、延長したほうがいいという方の意見では仕事帰りに行けるから。または反対に延長しなくてもいいという方の意見では、経費節減ということが理由として多く挙げられております。

裏面をご覧くださいまして、3、利用統計（貸出冊数、貸出人数）の結果について、4月から9月におきまして、平成26年度と27年度の夜間利用の状況について比較検証いたしました。全体の傾向といたしましては、4月は延長の施行がまだ周知をされておらず、夜間利用はそれほど増加しておりませんが、5月に再度PRを積極的に行いました結果、それ以降につきましては、夜間利用の増加が見られました。

夏は図書館の利用が最も多くなるため、夜間利用も増加し、9月は全図書館におきまして、利用が減少することから、夜間利用も減少しております。

中央図書館につきましては、6か月の合計が減少しております。

仲町図書館は建物の休館ということがありまして、平成27年度のみでございますが、増加傾向にもありますし、小川西町図書館と同程度の利用もありました。

花小金井図書館につきましては、6か月のうち4か月が増加、合計も増加しておりまして、6月からは増加が減少しております。

小川西町図書館は6か月のうち5か月が増加、合計も増加しておりまして、こちらも6月からの増加が継続をしております。また、増加の幅も試行した館の中では一番多くなっております。

4の本格実施の理由につきましては、近年の図書館におきましては、貸出数が減少傾向にある一方で、予約数、出前サービス利用の件数が増加するなど、図書館の利用の仕方にも変化が見られます。今回のアンケートの結果におきましても、資料の充実、各世帯へのサービスの充実、レファレンス等の充実が多く挙げられております。小平市立図書館におきましても、レファレンスサービスを始め、高齢者の資料の宅配サービスや「第三次小平市子ども読書活動推進計画」に盛り込みましたように、図書館へ来館できない方へのサービスも力を入れております。

そのような状況も踏まえまして、開館時間延長による利用者サービスの拡大と、他の図書館サービスとのバランスを考え、利用者アンケート、利用統計等を総合的に検証いたしまして、実施を決定したいところでございます。

中央図書館につきましては、平成26年度と比較をして、減少していること。また、中央館として貸出以外のサービスも中心になって行う必要があることから、月曜日から木曜日の閉館時間を従来どおり午後7時といたします。

仲町図書館につきましては、公民館との複合施設であり、開館時間もできるだけ同じであることが望ましく、また朝及び夜間の利用は増加傾向が見られて、今後の利用も見込めることから施行のとおりといたしました。

花小金井図書館と小川西町図書館につきましては、夜間の利用が伸びていることから、延長の効果は高いと考えられます。特に花小金井図書館は、ビジネス支援コーナーを設置するなど、ビジネス支援に力を入れており、その館の特性を活かす意味でも、ビジネスマンが仕事帰りに通える環境の整備をする必要もあります。以上のことから、この2館につきましても試行のとおりといたします。

5番の施行時期につきましては、平成28年4月1日を予定しております。

なお、開館時間の変更に伴いまして、該当する図書館の職員の勤務時間を変更する必要がありますので、職員団体との協議が整った後に、議案の提出をいたす予定になっております。

○森井委員長

ありがとうございました。

ご質問はございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第40号、小平市立図書館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開

にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。3時55分まで休憩いたします。

午後3時37分 休憩